

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号に基づく資本注入にかかる資本金増加の際の登録免許税の軽減			
税 目	登録免許税			
要 望 の 内 容	<p>預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号（以下「1号措置」とする。）の規定による資本増強を行った際の増資の登記に係る登録免許税率を「1000 分の 3.5」とする現行の租税特別措置法第 80 条第 2 項の措置の延長を要望する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （ － 百万円）
減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （ － 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>預金保険法第 102 条規定の各措置は、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに、内閣総理大臣が開催する金融危機対応会議の議を経て当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行い実施するものであり、これによって、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>1号措置による金融機関の資本の増強は、個別の金融機関の救済措置ではなく、増加した資本を原資として当該金融機関が提出する経営の健全化のための計画が履行されることによって、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持を図ろうとするものである。このため、資本増加の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関の計画履行のための財産的基盤を確保する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>資本増加の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関の負担を減少させることは、当該金融機関の経営の健全化を通じ、預金者保護及び信用秩序の維持に寄与するため、本要望は施策の円滑な実施に資する適正な要望であると考えられる。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I-2 金融システムの安定が確保されていること
	政策の達成目標	預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目標とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成16年度税制改正において本要望が認められて以降、金融機関等の破綻は発生しておらず、預金者保護及び信用秩序の維持は図られている。
	租税特別措置の適用実績	平成16年度税制改正において本要望が認められて以降、1号措置の適用を受けた金融機関はないため、本軽減措置の適用実績はない。
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成16年度税制改正において本要望が認められて以降、金融機関等の破綻は発生しておらず、預金者保護及び信用秩序の維持は図られている。
	前回要望時の達成目標	信用秩序の維持を目的するものであり、数値化は困難である。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成16年度税制改正において本要望が認められて以降、金融機関等の破綻は発生しておらず、預金者保護及び信用秩序の維持は図られている。
これまでの要望経緯	平成16年度税制改正において創設(新設)され、20年度税制改正において2年間(22年3月31日まで)の延長が認められた。	